

一定規模以上の事業を行う際には、環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例に基づき、環境アセスメント手続きが必要となる場合がありますので、以下のことをご確認のうえ、事前にご相談ください。

環境影響評価(環境アセスメント)制度とは？

環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする者が、その事業が環境にどのような影響を及ぼすか事前に調査、予測、評価等を行い、その結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなど、一連の手続きを通じて環境保全措置の内容等を検討し、環境保全の観点から、より良い事業計画としていくための仕組みです。

表 北海道環境影響評価条例における対象事業(一部のみ抜粋)

事業の種類等		第1種事業※1	第2種事業※2
発電所	水力発電所	出力 3万kW以上	1万5千kW以上 3万kW未満
	火力発電所	出力 15万kW以上	7万5千kW以上 15万kW未満
	地熱発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
	太陽電池発電所	出力 4万kW以上	2万kW以上 4万kW未満
	風力発電所	出力 1万kW以上	5千kW以上 1万kW未満
土地区画整理事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
工業団地造成事業		面積 100ha以上	50ha以上 100ha未満
事業種非明示事業 (条例で定める事業種に該当するものを除く)		—	面積 50ha以上 (建築物その他の工作物の新設又は増改築を目的として行われる一連の土地の形状変更)

※1 第1種事業:規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業として、必ず環境アセスメントを行う事業です。

※2 第2種事業:環境アセスメントを行うかどうかを個別に判定する事業です。

(注)これらの事業が環境影響評価法の第2種事業又は対象事業であるときは、条例は適用されませんが、法の第2種事業の届出を行い、アセス手続きが不要との判定を受けた場合は、条例が適用されますのでご注意ください。

お願い ～ 道内で大規模発電事業を検討している皆様へ ～

本道では近年、多くの大規模な再生可能エネルギー導入事業が計画されています。道ではこれまでの北海道環境影響評価審議会での審議等を基に、**事業者の皆様事前に検討いただきたい事項や事業計画等に反映いただきたい事項をとりまとめ※、ホームページに掲載しました。**これらを十分踏まえ、環境アセスメントの手続きを進めていただきますようお願いいたします。

※「道内で大規模発電事業を検討している皆様へ」(令和6年9月13日 北海道)



(資料はこちら)

「一連性」にご注意を！！

環境アセスメントの対象となる事業は「特定の目的のために行われる一連の土地の形状変更並びに工作物の新設及び増改築」と定義されています。

そのため、特に太陽電池発電所や風力発電所は、**敷地が離れていても事業主体が同じである場合などは、一連の事業と見なされ、アセス手続きが必要となることがあります。**国の通知※における考え方を踏まえた慎重な判断が必要ですので、事前にご相談ください。

※「太陽電池発電所・風力発電所に係る環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価における事業の一連性の考え方について」(令和3年9月28日 経済産業省・環境省)



A発電所



B発電所

敷地が離れていても
一連の事業と見なされ
アセスが必要になる…？